

令和2年4月21日

関係者 各位

独立行政法人自動車事故対策機構
高松主管支所長 高嶋 賢

全国緊急事態宣言の発出による対応について

平素は独立行政法人自動車事故対策機構の業務にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、皆様もご存じの通り、政府は4月7日に発出した7都府県への緊急事態宣言の地域を全国に拡大しました。

これにより、コロナウイルス感染拡大防止のため弊機構の業務実施及び体制について、国土交通省のご指導により下記の対応とさせていただきます。

関係者の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解の上ご協力いただきますようお願いするとともに、関係各所にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 令和2年4月22日（水）から令和2年5月31日（日）までの間、任意の運転者適性診断（一般、一般C付、特別）の予約受付業務を休止し、また、5月2日（土）を全面休止することで適性診断を削減します。
2. 令和2年5月6日までの間、高松主管支所管内各支所の職員に対し、適宜在宅勤務等させることとします。これにより一日の運転者適性診断予約枠を最大枠数より3割程度縮小させていただきます。
3. 令和2年5月31日までの間の運行管理者等講習会、及び当面の間、各種会議並びに研修を中止いたします。

以上になりますが、状況変化により対応が変更する場合がございますことをご承知おきいただき、今後とも弊機構に対してご支援を賜りますようお願いいたします。